Intern ship system Guidance book

インターンシップ 導入のための手引書

（制作会社編）

（社）日本広告制作協会

C O N T E N T S

○ はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○ インターンシップ手引書とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

○ 受入までの流れとスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

○ OAC が準備する書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

○ 受入会社側の準備と知っておきたい重要なこと・・・・・・・・・・・・・・6

○ どのような実習カリキュラムを実施すればよいのか
・受入経験社の体験談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

○ インターンシップについて、よくある疑問 Q&A・・・・・・・・・・・・13

○ 学校側からの要望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

はじめに

OACでは、斯界の発展に資する人材の育成を支援すべく、インターンシップの普及、振興に努めています。

学生と業界現場とが、点ではなく線で、また面で接するインターンシップは、業界全体としての人材育成にとっても、また長期的に教育界と現場とのマッチングを高めていく上でも、非常に有効な仕組みです。

学生にとって極めて有意義な実体験の場、生きた知識を獲得し、機会を探索し、また自己認識を深めるための場となることはもちろんですが、企業にとってもそれは必ずしも直近に必要とされる人材のための選別と研修の場ということだけでなく、むしろより長期的・大局的な観点で、自社の企業価値を高めてゆく手段の一つとすることができます。

受け入れ企業にとっても、教えることは同時に貴重な学びの機会です。新鮮な目を持つ第三者に仕事の現場を開示することを通じて、日頃の業務のあり方やノウハウ、企業文化、ビジョンなどまでも見直す、大きな気づきの契機とすることができます。それはまた、長く効果を発揮する企業広報の機会でもあります。

社外の人材を一時的に現場に受け入れることは、受け入れ企業にとって一定の負荷がかかることであり、またセキュリティー上のリスクを伴うことでもあります。教育人材部会では、それらの負荷やリスクを最小限に止め、逆に企業にとって、また学生にとっての成果を最大限に高めるよう支援すべく、ガイドラインを作成しました。OAC正会員、賛助会員、また賛助会員校各位におかれましては、このガイドラインを活用され、インターンシップの普及に一層のご協力をいただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

OAC教育人材部会
担当常務理事
鈴木誠一郎

インターンシップ制度導入の手引書とは

インターンシップ制度とは、20 世紀の初め頃、アメリカの大学で始まったとされ、学籍を有する大学生、専門学校生が企業に赴き、一定期間来たる社会人になるための就業体験をおこなう制度です。

特に専門学校、美術系大学および学部の学生にとっては、卒業後の進路がそのまま我々の業界となり、在学中に学んで来た事を現場で実践出来る、またとないチャンスでもあります。したがってインターンシップ制度を利用して事前に就業体験ができることは学生達にとっては大変有意義なことです。

その意味から、OAC ではインターンシップ制度をより多くの正会員社に導入していただきやすくすることを目的に、当手引書を作成いたしました。当手引書は、制作会社がエントリーから実施までの流れを、既に導入経験のある会員社の体験談、学校側の要望など、インターンシップに関する情報を出来るだけ掲載して当制度への理解を深めていただき、未導入の正会員社でも導入できるように、わかりやすく編纂いたしました。また、導入するにあたっての必要な書類もひな形として会社ごとにカスタマイズできるようにご用意いたしました。

ぜひご活用いただければ幸いです。

受入までの流れとスケジュール

インターンシップ実施スケジュールとフロー

■フロー図

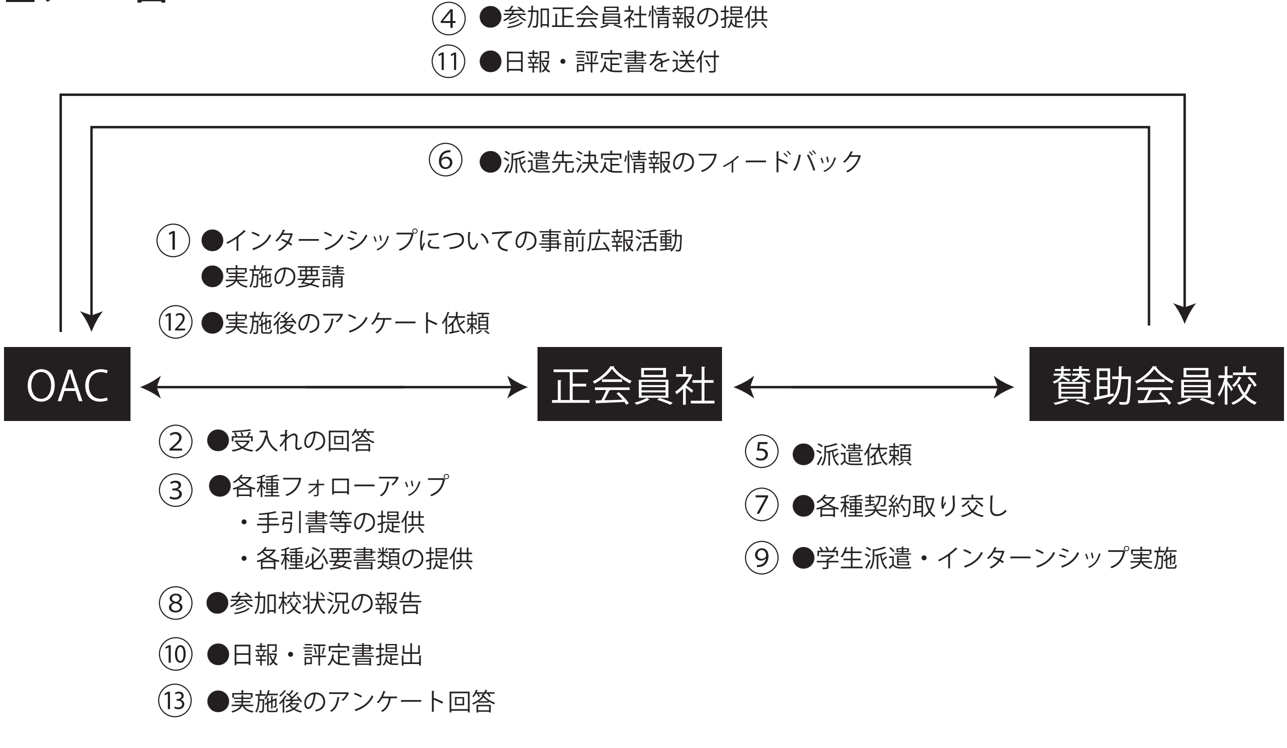

■インターンシップスケジュール

月	旬	アクション	リレーション
5月	上旬		
	中旬	① ●インターンシップについての事前広報活動・実施の要請（中旬～下旬）	OAC → 正会員社
	下旬		
6月	上旬	② ●受入れの回答（上旬～中旬）	正会員社 → OAC
	中旬	③ ●各種フォローアップ（・手引書等の提供・各種必要書類の提供）（中旬～）	OAC → 正会員社
	下旬	④ ●参加正会員社リストの提供（下旬～） ⑤ ●派遣依頼（下旬～）	OAC → 賛助会員校 賛助会員校 → 正会員社
7月	上旬	⑥ ●派遣先決定情報のフィードバック（上旬～）	賛助会員校 → OAC
	中旬	⑦ ●各種契約取り交し（中旬～） ⑧ ●参加校状況の報告（中旬～）	正会員社 ↔ 賛助会員校 正会員社 → OAC
	下旬	⑨ ●学生派遣・インターンシップ実施（７月下旬～９月上旬）	賛助会員校 → 正会員社
8月	上旬		
	中旬		
	下旬		
9月	上旬	⑩ ●日報・評定書を提出（終了後）	正会員社 → OAC
	中旬	⑪ ●日報・評定書を送付（終了後） ⑫ ●実施後のアンケート依頼（終了後）	OAC → 賛助会員校 OAC → 正会員社
	下旬	⑬ ●実施後のアンケート回答（終了後）	正会員社 → OAC
10月			

① OAC からインターンシップ制度実施についてのご案内が届きます。（5月中旬～5下旬）

② OAC に、インターンシップにエントリーをする登録をしてください。（6月上旬～6中旬）

用紙は事前に配布いたします。見当たらない場合は OAC 事務局に請求してください。（書類②）

③各種用紙の提供から、必要に応じて手引書などを配布します。（6月中旬～）（本手引書）

④参加正会員社情報を各賛助会員校に OAC が提供します。（6月下旬～）

⑤賛助会員校から、受入依頼がありますので、事前に定員を決めておいてください。（6月下旬～）

⑥賛助会員校からは、派遣先が決定したらその情報を OAC にフィードバックしていただきます。（書類⑥）

⑦受入学生が決定したら、各種書類を学校側と取り交してください。なお書類については学校側あるいは会員社側で事前に用意されているものがあればそれをお使いください。会員社側で特に準備する必要がある場合は学校側にその旨をお伝えください。なお、そのひな形をご用意しておりますので各社ごとにカスタマイズしてお使いください。（7月上旬～）（書類⑦）

⑧受入が決定したら、OAC 事務局で受入れ状況を把握しますので、用紙に記入して FAX でお送りください。（7月下旬～）（書類⑧）

⑩学生に毎日記入してもらった「日報」と最後の評価を記入した「評定書」を OAC 事務局に FAX でお送りください。OAC を通じて各学校側に送付いたします。（終了後）（書類⑩）

⑬インターンシップ終了後、アンケート（参照）にお答え頂いて OAC 事務局に FAX でお送りください。（終了後）（書類⑬）

※手順番号と書類番号はリンクしています。

OAC が準備する書類一覧

②

④

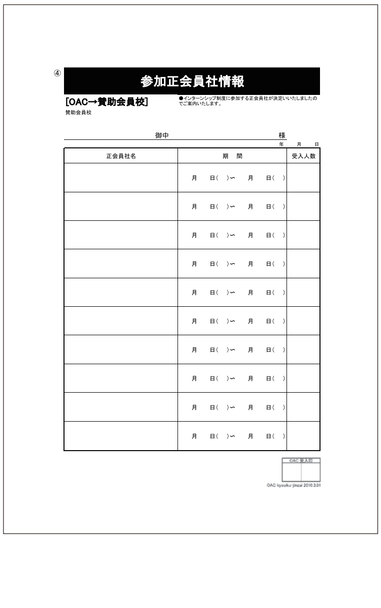

⑤

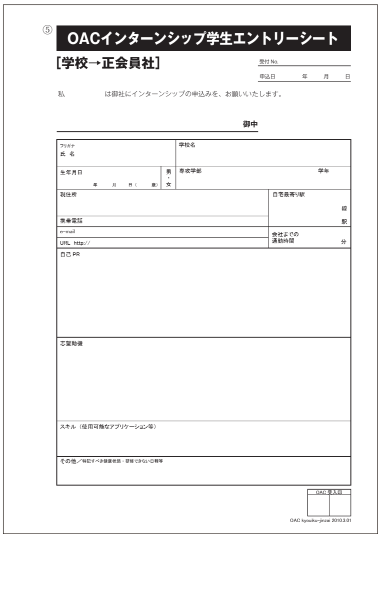

⑥

⑥

インターンシップ学生 派遣先リスト

[賛助会員校→OAC]

学校名：

年　月　日

正会員社名	期　間	派遣人数
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	

●リスト情報はまとまり次第、OAC事務局に送付してください。

FAX送信先 03-3589-0685（OAC事務局）

OAC 受入印

OAC kyouiku-jinzai 2010.3.01

⑦-1

⑦-1

インターンシップに関する覚書書

○○学校名（以下、甲という）と
○○会社名（以下、乙という）は、
甲の学生の乙におけるインターンシップに関し、以下の通り覚書を締結する。

記

1．研修生氏名　学校名　学部　年
氏名
現住所
電話番号　緊急連絡先電話番号

2．研修期間　年　月　日 〜　年　月　日（土日休み）　のべ　日間
3．研修時間　午前　時　分　から　午後　時　分
ただし研修生と担当者間の了解があれば時間外研修もあり得る。
4．手当　無報酬　（交通費・昼食費については貴社の方針に従います）
5．出張　出張が生じた場合は、その交通費は乙にて負担。
6．守秘義務　研修中に知り得た業務上の機密に関し、一切遺漏しないよう責任を持って乙が指導する。
7．著作権　甲の業務にて乙がおこなったデザイン等の著作権については、すべて甲に帰属する。
8．事故等　甲は研修期間中、研修生に関する事故その他の賠償責任は一切負わないものとする。
9．誓約書の提出　インターンシップに参加する学生は、研修に先立ち乙に対し「誓約書」を提出する。
10．個人情報の取扱　甲は、乙または学生から提出された学生の個人情報について、その取扱いに十分留意するとともに、乙および学生の同意なく第三者への提供を行ってはならない。
11．研修の打切り　誓約書に違反する行為が生じた場合、乙は甲と協議の上研修を打切ることができる。
12．その他　本覚書に定めなき事項が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上解決する。

本覚書の締結を証するため本書２通を作成し、
甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管するものとする。

以上

年　月　日

甲　住　所
学校名
学校代表者または責任者氏名　印

乙　住　所
会社名
会社代表者または担当者氏名　印

⑦-2

⑦-2

誓　約　書

会社名
殿

このたび、私が貴社において就業体験実習をするにあたっては、
下記事項を遵守することを誓います。

記

1. 実習期間中は、貴社の就業規則およびこれに基づく諸規則の定めに従います。

2. 貴社の諸規則、規範を守り、実習期間中は管理・監督者の指示に従います。

3. 実習に際しては、次の事項を厳守します。
（１）貴社の名誉を毀損するような行動は行いません。
（２）貴社の営む事業を妨害するような行動は行いません。
（３）貴社が秘密として開示した情報は、全て機密事項とし保持し他に漏洩しません。
（４）前各項に違反して貴社に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

4. 故意または過失により貴社に損害を与えたときは、直ちに弁償します。

5. 実習中に自己の不注意により万一災害を受けた場合は、貴社に迷惑をかけることなく自己の責任において処理します。

6. 就業終了後も、本書に定める事項が効力を有することを承諾します。

年　月　日

学校名
学科／年
氏名　印

住所
電話
Mail

⑧

⑧

参加校受入情報 報告書

[正会員社→OAC]

正会員社名：

年　月　日

学 校 名	期　間	受入人数
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	
	月　日(　)〜　月　日(　)	

●リスト情報はまとまり次第、OAC事務局に送付してください。

FAX送信先 03-3589-0685（OAC事務局）

OAC 受入印

OAC kyouiku-jinzai 2010.3.01

⑩-1

⑩-1

［ＯＡＣ インターンシップ］

■日報

会社名
配　属
指導担当

月／日（曜）	業務内容	反省・感想等	会社印
／（　） ：　〜 ：			
／（　） ：　〜 ：			
／（　） ：　〜 ：			
／（　） ：　〜 ：			
／（　） ：　〜 ：			

※日報は毎日に記入し、指導担当者から『会社印』欄にサインをもらって下さい。

感想等

※１週間分のインターンシップで学んだ感想や反省等を記入して下さい。

提出日　年　月　日

学校名
学　部　年
氏　名

インターンシップ終了後、学校に提出。
OAC を介して、研修会社に提出。

OAC 確認印　学校確認印

⑩-2

⑩-2

［ＯＡＣ インターンシップ］

■評定書

学校名
学　部
氏　名

評価

評　価　項　目	評　価	備　考
勤務態度：勤務状況・マナー等	A　B　C　D	
業務能力：仕事の理解と達成等	A　B　C　D	
業務意欲：取組姿勢･責任感等	A　B　C　D	
コミュニケーション能力：挨拶等	A　B　C　D	

所見（学生へのコメント・アドバイス等）

その他・学校への感想・連絡事項等

OAC への感想・連絡事項等

提出日　年　月　日

会社名
配　属
指導担当

インターンシップ終了後、OAC に提出。
OAC を介して、学校に提出。

OAC 確認印　学校確認印

⑬

⑬

［ＯＡＣ インターンシップ］

■アンケート

質　問　項　目
1．OAC と会社と学校との連絡（仲介）はうまくいきましたか？
2．OAC を介してのインターンシップは今回が初めてですか？
3．今回、貴社のインターンシップに申込みした学生は何名いましたか？
4．申込みした学生の中から、何名を選出しましたか？　また申込用紙からみた選考理由は？
5．インターンシップをして良かったこと・悪かったことは？（理由も）
6．インターンシップの担当者、あるいは専属の指導者は置かれましたか？
7．実施された実習の内容はどのようなものでしたか？
8．OAC を介してのインターンシップと、学校直接のインターンシップ、違いはありますか？ ある場合、何が違いますか？
9．また OAC を介してのインターンシップをやってみたいと思いましたか？（理由も）
10．今後の要望や改善して欲しいことはありますか？ OAC に対して 学校に対して
お忙しい中、アンケートにお答えいただき有難うございました

提出日　年　月　日

会社名
配　属
指導担当

インターンシップ終了後、OAC に提出。。

OAC 確認印　学校確認印

受入会社側の準備と知っておきたい重要なこと

受入れるためには、まず学生が実習をするためのスペースと機材が必要になります。次に学生を指導監督する方を決めていただきます。これは現場の管理者または制作責任者、ディレクターが適任です。学生に実習してもらう内容にもよりますが、できるだけ学生達と接する時間のある方が適任です。

また、ご確認をしておいて頂きたいことが3つあります。以下がその項目です。

（1）雇用側の「労働者性」の認識
（2）リスクへの対応について
（3）秘密保持義務

（1）雇用側の「労働者性」の認識

インターンシップ制度によって就業する学生は、労働基準法などの労働保護法規が適用される「労働者」に該当するとすれば労働基準法や労災保険法が適用され、法に従った賃金の支払いが必要であり、業務災害、通勤災害の補償の対象になることになります。

学生等が就業する際に弊社担当者の指揮命令を受けて労務を提供する形となっている場合、労働者に該当する可能性は否定できません。

この点、「直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ事業場と学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生は労働者に該当する」との行政通達も出されており「インターンシップ等学生の就業体験のあり方に関する研究会」報告においても「実習の態様（業務遂行上の指揮監督、時間的・場所的な拘束性等の状況）によっては、学生が労働基準法上の労働者に該当」する可能性があるので留意するよう注意喚起がなされているところです。賛助会員校と正会員社が連携して、賛助会員校の正規のカリキュラムとしている場合は、教育の一環としての性格が強く、実習の条件についても正会員社と賛助会員校間で定められることにより、基本的に学生の労働者性が問題となることは少ないと認識出来る事になります。

（2）リスクへの対応について

インターンシップ期間中において、以下の問題が生じる可能性があります。

1. 事故により学生が損害を被る場合（職場での事故や通勤途上の災害など）
2. 学生が受入先企業に損害を及ぼす場合（就業中の失敗など）

1. もし事故により被災した場合、インターンシップ学生についても労働者として扱っていれば、労災保険給付の対象として処理できますが、労働者として扱っていなければ、労災保険は利用できないことになります。が、一

般に、労働契約などのように、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間においては、付随義務として、当事者の一方が相手方に対し、信義則上、「安全配慮義務」を負うとするのが最高裁判所の判例であり（昭和50年2月25日民集29・2・143）、作業場所、設備、器具の安全を確保したり、安全教育を施すことを怠った結果、事故が起きたとすれば、使用者は民法上の損害賠償義務を負うことになります。インターンシップの場合、労働契約関係とはいえなくとも、インターンシップに関する合意に基づいて学生を企業に受け入れているので、特別な社会的接触の関係に入っているということができ、企業側に安全配慮義務違反があれば、学生の被った損害について賠償責任を負うとされています。本来であれば賠償責任保険の導入を図るべきですが、**そもそも事故が生じないように、危険性の低い作業を選び、かつ、学生の就業環境の整備や安全教育を徹底する**ことで回避できると考えられます。ただし、現行では学校側がインターンシップ学生のために保険に加入している場合があるので、受入れるときに学校側に確認をされた方がよいでしょう。

2. については、学生の就業によって正会員社に損失が生じた場合の処理についての解釈です。

不慣れのために学生が作業器具等を破損してしまうということがあり得ます。甚だしい場合には営業上の失敗（受注が受けられなくなる等）による損失が生じることも考えられます。学生に落ち度（故意・過失）があれば、少なくとも不法行為に該当し、正会員社は学生に対して損害賠償請求権を取得することになりますが、そのような結果は、正会員社・学生の双方にとり、極めて不幸な事態であり、インターンシップの意義を失わせかねません。この場合も先に述べたことと同様、そもそも正会員社に損失が生じるようなリスクのある作業には従事させるべきではないと考えられます。ただし、正会員社の業務はすべてが実務であり、かつ不注意によるミスは、損失の対象となるものばかりですので、すべて学生に従事させないとなると、これはインターンシップの本来の意義を没却するものでもありますので、**監督者はできる限り、その注意のもとで作業に従事してもらい、結果についてはよく吟味を行ない、間違いがないように指導を行なう**事で回避できるものと考えられます。

（3）秘密保持義務

正会員社には様々な機密事項があります。

例えば正会員社の業務には発売前の新製品を紹介するパンフレット等の仕事があります。これは受注関係にある代理店や印刷会社との間で、守秘義務の契約を交わした後に受注している場合があります。

これらは、企業活動にとって極めて重要な財産であり、正会員社と雇用関係に入った者は、これらの機密事項に日常的に接することになりますが、機密が漏洩されるようなことがあれば、正会員社は重大な損失を被ることになります。労働契約関係にある者は、労働契約の付随義務の一種として、使用者の営業上の秘密を保持すべき義務を負うものとされ、実務的には、入社時の誓約書中に秘密保持義務が規定され、就業規則上にも明記されています。営業秘密を利用するなどの行為に出た場合、企業としては、就業規則に基づく懲戒処分が可能ですし、債務不履行に基づく損害賠償請求も可能となります。

したがって、雇用関係に入っていれば、営業秘密、企業秘密を保護することが可能となります。

インターンシップにおいては、学生が営業秘密に接する可能性は十分にあります。この点、雇用関係が肯定できる場合であれば、就業規則が適用され、また、労働契約の付随義務として秘密保持義務が認められることになりますが、研修としての性格が強い場合に秘密保持義務が認められるかどうかが問題です。

研修であるとはいえ、企業秘密に接した学生がそれを自由に利用できるというのは明らかに不当であります。インターンシップの場合、雇用契約そのものではありませんが、研修を目的として正会員社が学生を受け入れ、就業体験の機会を提供し、学生がこれに参加するという契約関係が成立しているのであり、このような契約関係の性質上、学生は当然に秘密保持義務を負うべきでありますし、不正競争防止法は、労働者が事業者から「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」、すなわち営業秘密を示された場合、労働関係の存続中及び終了後を通じて、その不正な使用・開示行為を不正競争行為として禁止しており(同法２条１項７号)、この規定は、雇用関係にある当事者だけではなく、インターンシップの当事者にも適用があると解釈すべきです。

したがって、インターンシップにおいても、秘密保持義務が発生することになりますが、大切なのは、研修に参加する学生に企業秘密を守ることの重要性について自覚してもらう事を研修の一環とすべきだとおもいます。

例えば、**インターンシップ期間終了後、従事した案件データをメディアにコピーをして持ち帰り等の行為の禁止**について、事前に徹底する。

また、参加する学生全員に対して**「貴社の社内規則・指示を遵守し、研修中に知り得た秘密事項等に対する守秘義務を守ることを誓約します」等と記載された誓約書の提出を求める。**

ただ、担当者には、本当に重要な営業秘密については学生に触れさせないように指導することで防げることもあります。

どのような実習カリキュラムを実施すればよいのか

OAC では既にインターンシップを実施しておられる正会員社もあります。今回はその正会員社から、実習内容を披露していただきました。今後の実習の参考にしていただければと思います。

○ 株式会社広告製版社「**2009** 夏期インターンシッププログラム」の場合

1）実習内容について

例年弊社では美術系大学の学生を対象としたインターンシッププログラムをおこなっている。

昨年度まで 1 校の学生を対象としたインターンをおこなっていたが、2009 年は新規の 2 校からも募集し、3 つの学校でそれぞれ 2、3名ずつ、合計 8 名をインターンとして採用した。また採用期間は 3 期とし、学生をそれぞれ分散した。

採用期間：

［1 期］ 8 月 3 日（月）〜 7 日（金）／女子美術大学大学 3 年 2 名、多摩美術大学大学 1 名

［2 期］ 8 月 17 日（月）〜 21 日（金）／女子美術大学大学 1 名、多摩美術大学大学 1 名

［3 期］ 8 月 24 日（月）〜 28（金）／岡山県立大学大学 3 名
* C 大学は遠方であった為、3 期のみ同じ学校の学生

基本的な内容は課題制作であるが、「予算と納期を考慮した制作体験をすることで、よりシビアに広告業界の現状を知ってもらうこと」を目的としている。デザイナーとしての職場体験だけではなく、一週間で広告製版社の流れを体験してもらえるようなプログラム作りを心がけた。

課題制作は化粧品のパッケージデザイン（実際に商品として販売されているものをリデザインすること）。課題の化粧品パッケージは、実際に弊社がクライアントへプレゼンテーションの上、制作した商品である為、クライアントに「インターンシップの課題としてプレゼンシート等を学生に公開すること」「講評会に出席もらい、商品開発の視点からアドバイスを頂くこと」を事前にお願いした。

最終日の 8 月 28 日（金）は 1 期・2 期のインターン学生も出席し、合同で作品講評会をおこなった。クライアントの商品開発担当者に来てもらい、プロの目線で「このパッケージは店頭で目立つか、売れそうか」等、ご意見を頂いた。また、最終日はゲストとして弊社クライアントから 2 名お越し頂き、広告業界の現状等、学校

では聞けないようなところまでお話頂いた。

インターンシップ５日間（+最終日）スケジュール：

月曜日＞オリエンテーション／社内見学／印刷部署見学／課題発表／見積り作成／アイデア出し／市場調査

火曜日＞アイデア出し／課題制作（化粧品会社商品パッケージ）

水曜日＞課題制作（化粧品会社商品パッケージデザイン）

木曜日＞課題制作（化粧品会社商品パッケージデザイン）

金曜日＞課題仕上げ／請求書作成／納品

■最終日（8月28日［金］）※全学生参加
　合同講評会／会社見学（クライアント）／ゲストによるトークセッション

2）指導方法について

【担当者の設置について】

インターン採用決定後の質問や連絡対応、初日のオリエンテーション誘導は２名で対応した。商品パッケージのデザインをおこなうため、実習中、１日に数回デザイン部署の社員２、３名がチェックをおこなった。また、毎日報告書（今日おこなった作業、感想、明日おこなう作業、確認事項）をA4１枚に記入し、提出させた。

社員と同じ場所で作業をおこない、実際に会社に入った場合を想定できるよう、制作する机は夏期休暇を取得している社員の机を借り、両隣に弊社の社員が通常業務をおこなっているところで作業をさせた。また、事前にどの期間どういった学生がインターンで来るかを社員に知らせておき、学生はすべての部署（画像、編集、撮影等）の社員と気軽に質問等ができるようにした。画像修正はあまり知られていない仕事であるが、実際に仕事内容を聞き、将来この仕事をしたいという学生（大学３年生）もいた。

商品の時代背景やイメージ、陳列の際の制限など、かなり制約のあるパッケージデザインを課題とした為、学生が普段通りの「好きな自分の雰囲気」では必ずしも制作できる訳ではなく、アイデア出しの時点から相当苦労していたようであったが、実際に社会に出た時に生じるギャップを学生の時に体験してもらいたかった。結果的には「クライアントの求めているもの、に対して自分がどうアプローチできるのか」という事を深く考えることができ、良かったといった意見が殆どであった。インターン期間中に社員と昼食を一緒に取り、話をする中で年

齢の近い社員から、会社はどんなところで、学生の頃とどう違うのか、という話をしてもらった。

【インターンシップに参加した学生の感想】

N.O（女子美術大学３年／絵画学科日本画専攻）
会社に行き、さまざまな人とお話をする機会、すべてが新しい発見の連続で刺激を受けた。普段日本画を学んでいて、具体的に社会に出てからの先について何を知らないのか課題が見えない状況から、インターンを通して自分なりの今後の課題や、やりたい事が見えてきた。インターンシップに参加して本当に良かった。

S.S（多摩美術大学４年／デザイン学科ビジュアルコミュニケーション専攻）デザイナーはただ依頼を受けて制作するだけではなく、様々な人との関わり、コストや製造等の制限もある中で、明確な狙いを持ってデザインという形に仕上げていくことが求められていると感じた。実際に体験したり現場の方のお話を伺うことができたことで、仕事に対する見方が変わり、社会に出て働くことへの理解が深まった。

T.S（岡山県立大学３年／造形デザイン学科デザインコース）
パッケージデザイン制作の経験が少なく不安があったが、アドバイスを頂いてなんとか終えることができた。商品開発の部分等、幅広くお話を伺う事ができて勉強になった。トークセッション等、貴重な場に参加でき、とても嬉しい。まだまだ吸収しなければいけない事があるが、この経験をいかして今後活動していきたい。

Y.S（多摩美術大学３年／デザイン学科ビジュアルコミュニケーション専攻）
インターン期間中は本当にいっぱいいっぱいで、課題制作中は「何が良くて何が悪いのか」「自分がどうしたらよいのか」わからず、それでも最終日に様々な方の作品を見て、話を聞いて、インターンシップの着眼点を見つけたような気がした。プロの方にお話を伺う事が出来たのは本当に滅多にできない経験だった。他のインターン学生を羨む事が多すぎて、落ち込む事があったが、もっと頑張っていかなれけばと切り替える事ができた。

K.I（女子美術大学３年／デザイン学科ヴィジュアルデザイン専攻）
今迄は「こんな事できない」「こんな絵は描けない」等とやりもしないで諦めていた事が沢山あった。しかしそれは自分が勝手に作った壁で、努力によって突破できるものだと分かった。パッケージを制作するだけでなく。たくさんの方とお会いさせて頂き、考えの幅がぐっと広がったので、本当にインターンに参加してよかったと思う。

M.N（女子美術大学３年／メディアアート学科）
インターン期間中は主にパッケージデザインをすることであったが、それ以外に製版についてや、他の企業の方のお話を伺う事ができたりと、とてもすばらしい体験をする事ができた。このインターンシップで出会った方は皆さんとても親切で、将来こんな環境で仕事ができたら、と強く感じた。

I.S（岡山県立大学 3 年／造形デザイン学科デザインコース）
制作に打ち込める十分な環境と、多くの人に出会う機会があり、インターンに参加して本当によかった。作業中にも関わらずデザインについてのアドバイスやお話をしてくださり、納得のいくものが出来たと思う。今回の経験で得られたものを今後の制作や生活に大いに活かし、日々成長していきたい。

T.S（岡山県立大学 3 年／造形デザイン学科 IT コンテンツデザインコース）
課題制作だけでなく、建築事務所の見学や、トークセッション等、著名な方とのお話の場を設けて頂き、一週間と短かったがとても濃い日々を過ごせたと感じている。

3）終了後のフォローについて

インターン期間終了後、弊社のファイル送付システムを使用し、課題作品のデータを送付した。また、インターン最終日の報告書をインターンシップ期間中のすべての総括としての報告書とし、課題講評会の感想、ゲストによるトークセッションの感想、インターンシップ全体を通しての感想を提出してもらった。

インターンシップについて、よくある疑問 Q&A

インターンシップ制度を受入れるにあたって、経験社、未経験社ともに色々な疑問や不安があると思います。以前に「インターンシップ制度についてのアンケート」を実施し、経験社、未経験社からいただいた回答の中から、よくある疑問を Q&A 形式でまとめてみました。

Q：インターンシップ制度のメリットは何ですか？

A：・学生の資質を見極めることができた。
・今後の就職・採用の検討材料。
・スタッフ達によい刺激になった。
・ナレッジマネジマント能力の向上にも期待が出来る

Q：インターンシップの受入期間はどれくらいですか？

A：・夏期が多い。なかには通年で受入れている企業もありますが、夏休みを利用して集中的に実習をしているところが多いです。

Q：就業時間帯は？

A：・10:00 ～ 18:00 が一般的ですが、受入会員社の始業時間に合わせるのが一般的です。ただし残業をさせることはできません。

Q：受入人数は一般的に何人くらいでしょうか？

A：・機材とスペースの都合によります。１人２週間の実習期間と考えると、例えば２席あれば、一か月で最低でも４人を受入れることは可能ですが、指導の担当者の都合等にあわせて、受入れ人数を決定すればよいと思います。

Q：どのような実習内容にすればよいのでしょうか？

A：ある会社では実務の補助として修正や簡単なレイアウト、スキャニングなどをさせるところもあれば、既に終わっている案件を実習期間内で完成させる課題にするなど内容は様々です。学生達の学んだ事をもとに、将来のために現場でどのような仕事があるのかを実際に体験してもらうのがインターンシップですので、色々と工夫すれば、素晴らしい就業体験になるでしょう。

Q：インターンシップ担当者、あるいは専属のスタッフは必要でしょうか？

A：専属ではなくても、指導してくれる担当者は決めておいた方が良いでしょう。できれば現場で仕事を仕切っているディレクターが良いと思います。現場の空気に触れて、少なくとも事あるごとに適切な指導や親身に相談相手になってくれて最後まで面倒を見てもらえる方を担当者に選んだ方が、学生達にとっても良い経験になると思います。

Q：受入れるにあたって、学校側や学生と書類等を取り交した方が良いのでしょうか？

A：基本的に必要とされるものは以下のものがあります。
・覚書書（正会員社と学校）
　学校側が学生を派遣するにあたって、様々な条件を確認するもの。
・誓約書（正会員社と学生）これには機密事項保持条項も含まれます。

学校側が用意される場合もありますが、正会員社で用意しておけば詳細の確認にもなるのであらかじめ用意された方が良いでしょう。

OAC では上記以外にも必要な書類のひな形を用意していますので利用されるとよいでしょう。

その他ひな形書類には、就業中に記入してもらう日報などもありますが、学校側が事前に学生に配布して、実習終了後に学生が学校に提出するもので、正会員社として実習記録を残しておきたいという場合は、学校側や学生と相談の上取り決めてください。

学校側が考えるインターンシップについて

専門学校と美術系４年制大学とでは、インターンシップに対する考え方にも若干の差異があります。また、派遣される学年も専門学校では最終学年に対して、４年制大学では３年生と違ってきます。

しかし、基本的に学生に学んで来て欲しい内容は同じです。ここでは、学校側がインターンシップに望むことや、受け入れ先への要望等を先に実施したアンケートから抜粋して掲載しますので、参考にしていただければと思います。

＝＝

Q1．インターンシップ派遣の時期はいつ頃でしょうか？

１．通年	６校
２．春期	３校
３．夏期	11 校
４．その他の時期	１校

その優先順位は？

1. 夏休み	９校
2. 春休み	４校
3. 春休み	２校
4. 冬休み／春期	
5. 短期～企業により異なる	
6. 秋期	
7. 授業終了後など、開催時間帯によっては期間不問	

Q.2 対象となる学年と実施日数は？

年制	学年	
２年制	１．２年	２校
	２年（夏）１年（春）	
	２年	５校
３年制	２年	２校
	２．３年対象	２校
	３年	
４年制	３年（夏）２．３年（春）	
４年制	工学部２．３年	
	芸術学部２年	
学部４年制	学部３年	４校
大学院修士２年制	修士１年	

実施日数	１週間	２校
	１週間～２週間	２校
	１週間～３週間	
	１週間～１．５ヶ月	
	１週間～１ヶ月	３校
	２週間	３校
	２週間～４週間	
	１ヶ月～３ヶ月	
	１ターム（約３か月）	
	企業により異なる	４校
	10 日～通年 (基本アルバイト)	

Q3.　学校がインターンシップに望むことは何ですか？

・現場を実感させること（純粋な就業体験）
・学校と会社との連携関係を確立し、情報交流を進める（企業とのパイプ作り）
・就業意識や実務能力の向上、職場に対する理解を促進する機会となる。
・自己の職業適性や職業生活設計など職業選択について考える機会となる。
・専門知識について、実務体験をすることから学習意欲につながる機会となる。
・就職活動の方向性と方法についての基礎的な理解が得られる機会となる。
・社会性・コミュニケーション能力の向上
・実際の職場での体験を通じて、専門知識や技術を向上させ、社会性を身に付けさせる
・研究内容の実践
・「職場体験」「社会人としてのマナー」「働くということ」を体験させる。
・学生の人間性・仕事ぶりをみて、出来れば採用まで結びつくインターンシップを希望。
・授業では学べない、実社会で要求される能力を体感して欲しい。
・デザインをするということはどういうことか？社会適応能力など。
・社員の方々とのミーティングの機会
・学生を受け入れていただける以上、好きな仕事でお金をいただく厳しさ
・事前に希望した職務の就業体験を実施

Q4.　事前に学校側で用意・準備されるものは？

・インターンシップに関する覚書 …5 校
・誓約書 … 5 校
・守秘義務等に関する誓約書 … 4 校
・インターンシップ保険の加入 …7 校（付帯賠償（傷害）責任保険 / 学生・生徒災害傷害保険 / 他）
・志望理由書、研修日報、実習内容報告書、他
・企業側で用意された誓約書・覚書等を使用 …３校
・誓約書類は先方にない場合のみ大学様式を用意
・学校～学内オリエンテーションでの業務内容、実習中の事故、守秘義務等について指導。
・派遣先の案内、保険加入、契約書類締結、等を案内するオリエンテーションの実施。
・インターンシップ準備講座およびビジネスマナー研修を受講させる。
・社会一般常識の徹底指導。特に履歴書、作品等を持参しての挨拶の励行。事務局は覚書を準備し挨拶に行く。
・インターンシップ承諾書（学生の保護者にご提出いただくもの）

Q5.　インターンシップ終了後に行なわれる指導について

・特になし …1 校
・日報やレポートの提出 …7 校
・勤務報告書、レポート、発表会 …8 校
　　実習終了後に実習報告書及びレポートを提出。提出後、所属科長による採点。
　　一部の派遣先については自主的に日誌を記入、担当教員の講評を受ける。
　　期間中における指導担当者の総評（企業側で記入）
・評価表・アンケート等の提出 …３校
　　企業～「企業実習評価記録票」勤怠状況、就業態度、作業内容、総合所見等

Q6.　インターンシップは取得単位に入っていますか？

・はい	7 校	（内：大学は１校）
１～２単位	２校	
MAX10 単位認定	１校	
・いいえ	9 校	課外活動扱い。

大学院の一部の専攻（建築）は資格取得のために正課として本年度より導入。出欠カウントは日報提出により特別欠席となりますが、授業の振替はありません。学校から言われて行くのではなく、自ら進んで学びに行くと言う学生の自主性・意欲に任せています。

Q7.　ＯＡＣにインターシップの仲介を期待しますか？

・はい……15 校　派遣先や内容など、OAC の独自性が出るものであれば是非とも期待したい。
　直接、各企業へインターンシップの受け入れを打診しても、理解が得られず断られるケースが大半。
　広告、デザインに関わるインターンシップは受け入れ先が少数であるため。
・いいえ…2 校

Q8.　インターンシップを推進するにあたって、OAC（教育人材部会）への要望はありますか？

・実施する企業名と、受入人数を早い時期に知りたい。……4 校
・留学生受け入れ企業を増やしていただければと思います。
・インターンシップ制度のと、まんべんなく公平なインターンシップ制度の推進をお願いしたい。
・すでに単位化を導入した学校の実情や、受入れ企業からは導入の経緯や実習内容を収集して公開していただきたい。
・東北からの参加となると、何度も仙台と東京を往復するのは学生にとって大変なことでもあります。参加を希望する学生たちは、こちらで事前に諸条件に合っているかを人選して参加を決めますので、研修実施期間を長く設定していただくことも検討をお願いします。
・学生にとって、広告業界を進路のひとつとして自信を持って選択していけるような、魅力的な「インターンシップ」の受け入れ環境づくりを期待します。
・昨年頂いた資料を元に企業様へ連絡をしていますが、事前に話が通っていないなど噛み合わない事もありました。双方の負担を考えると窓口が一本化しているほうが楽なのかもしれません。
・職業体験型と、採用思慮型があると良いと思います。
・可能な範囲で夏休み期間中の実施をお願い出来ればと考えております。
・インターンシップという名称の「無給のアルバイト」や、就職活動前の「青田買い」に近いインターンシップの参入を排除する仕組みづくりなど、真の目的を理解した企業への仲介を期待します。

●その他、受け入れ先に望むこと

・企業のご担当者にお願いですが、日常業務でお忙しいとは思いますが、受け入れ決定後はできるだけ迅速な対応をお願いしたいと思います。
・ひとり一人を指導する従来の実習形式のほかに、ワークショップ方式で一度にまとまった人数が参加できる斬新な実習形式があってもいいと思います。
・ＯＡＣの尺度で作った『学生評価シート』ならば、学生は就職活動に活かせるし、ＯＡＣとしてはデータベースになると思います。
・内定につながれば有難いですが、実習だけでも一社でも多く受入れていただきたいと思います。
・「 インターンシップ」とはいえ、度を過ぎた残業（深夜業に近い就業時間の拘束）や単なるアルバイト代わりなどを改善し、企業モラルの維持向上に努めて、学生にとってプラスとなるインターンシップの受入にお取組みいただくことを期待しています。
・昨年度、幾つかの受け入れ先に要望を出しましたが、その中にはよく理由が分からず断られた場合がありました。受け入れ企業も学生を預かるのは大変だと思うのですが、もしよければ学校側にも受け入れ拒否の詳細な理由を教えて頂ければと感じました。
・本校の場合遠方からの参加の為（東北以遠の学校からの要望）、ネックになるのが滞在費用です。研修用に格安で滞在できる施設等あるようでしたらご紹介いただければ助かります。
・可能であれば、交通費を企業負担としていただければ幸いです。